

生活交通確保維持改善計画（案）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成 28 年 6 月 27 日

五泉市地域公共交通活性化協議会
 会長 伊藤 勝美

<p>0. 生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 29 年度～平成 31 年度）</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>五泉市においては、地域の公共交通網としてJR磐越西線が市の北部から東部を通過しており、市内に5つの駅がある。</p> <p>民営バス路線は、五泉地区から新潟市間に1路線、阿賀野市間に1路線が運行されている。利用者は減少傾向にあるものの、冬季には需要が増加するなど、雪国の公共交通網の特性を持ちながら地域住民の生活路線として位置づけられている。</p> <p>また、平成21年度に策定した「五泉市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成22年10月より、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した、ふれあいバス（基幹バス）、ごせん乗合タクシーさくら号の実証運行を行い、平成24年4月より本格運行に移行したところである。ふれあいバス（基幹バス）が村松地区と五泉地区を連絡する1路線、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）が、市内全域（五泉東エリア、五泉西エリア、村松エリア）に導入され、通勤・通学者や高齢者等を中心とした地域住民の生活交通を担っている。</p> <p>これらの背景をふまえ、地域公共交通確保維持事業により、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）運行を引き続き確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>（1）事業の目標</p>
<p>ごせん乗合タクシー「さくら号」について、本計画の期間である向こう3ヶ年の間、運行を継続し、利用者の利便性を確保・維持する。</p> <p>○目標達成の指標として、それぞれの系統の輸送人員について、前年比 100%以上を維持することとし、毎年度達成状況について評価を行うものとする。</p>
<p>（2）事業の効果</p>
<p>ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行により、市内全域の交通空白地域を解消し、郊外と市街地の移動に利便性・交流性の高い公共交通体系が実現できる。また、ドア to ドアによる運行で高齢者等の外出支援、医療・学校・商業・公共施設等へ移動する際の利便性向上により、地域の活性化が期待できる。</p>

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>○ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行予定者の選定にあたっては、下記の点を考慮し五泉市ハイタク協議会加盟の3社を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月より行ってきた実証運行の実績から、当該エリアの運行に関する知識、経験を有し、地域住民の信頼を得られているため、利用者が安心して安全な輸送が期待できる。 ・運行エリアの近隣に事業所を有しているため、天災や車両の故障など不測の事態にも迅速に対応が可能である。 ・地元の事業者を選定することにより、安定的に地域の交通手段を確保するとともに、雇用面も含め地域経済の安定に寄与すると考えられる。 ・当該の運行エリアにおいてタクシー事業を運営しているため、エリア内の道路事情に精通しており、より安全で効率的な運行が期待できる。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」の運行予定者のとおり</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法 法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>該当なし</p>
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>該当なし</p>
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>該当なし</p>
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>該当なし</p>

1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表6及び表7又は表8及び表9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
1 4. 協議会の開催状況と主な議論 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
平成28年6月27日 開催の五泉市地域公共交通活性化協議会において、H29年度五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認。	
1 5. 利用者等の意見の反映 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
利用者代表である老人クラブ連合会、PTA連絡協議会の代表が構成員となっている五泉市地域公共交通活性化協議会において協議を実施、住民や利用者の意見を反映して本事業計画を作成した。	
1 6. 協議会メンバーの構成員 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
関係都道府県	新潟県 新潟地域振興局 企画振興部
関係市区町村	五泉市、新潟市秋葉区、加茂市福祉事務所、阿賀野市総務課
関係交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス株式会社 蒲原鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 泉観光バス株式会社 公益社団法人新潟県バス協会 みどりハイヤー株式会社 新潟県新潟地域振興局新津地域整備部 五泉市都市整備課

地方運輸局	北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他構成員	新潟県五泉警察署 老人クラブ連合会 五泉市小中学校PTA連絡協議会 長岡技術科学大学 五泉商工会議所 村松商工会 五泉市商工観光課 五泉市社会福祉協議会 五泉市健康福祉課 日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会 五泉支部 五泉市高齢福祉課 五泉市教育委員会学校教育課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 五泉市太田1094-1

(所 属) 五泉市企画政策課

(氏 名) 堀内 健雄

(電 話) 0250-43-3911

(e-mail) kikaku@city.gosen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ファイダーシステムの基準適合				
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
五泉市	泉観光バス(株)	(1) 五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉東エリア)	5,557.5	6,003		デマンド型	①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))五泉駅バス 停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの	
							①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))村松駅バス 停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの	
	泉観光バス(株)	(3) 五泉乗合タクシー「さくら号」 (村松エリア)	5,851.0			デマンド型	①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))北五泉駅バ ス停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの	
							①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))北五泉駅バ ス停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの	
	泉観光バス(株)	みどりハイヤー(株)	(2) 五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉西エリア)	2,329.5	1,226		デマンド型	①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))北五泉駅バ ス停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの
								①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))北五泉駅バ ス停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの
	(有)フrawー観光									
合 計				7,229						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				7,229				7,229		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム) 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特 例措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
五泉市	泉観光バス(株)	(1)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉東エリア)	5,557.5	6,003		デマンド型	①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))五泉駅バス 停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの
	みどりハイヤー(株)								
	泉観光バス(株)	(3)五泉乗合タクシー「さくら号」 (村松エリア)	5,851.0			デマンド型	①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))村松駅バス 停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの
	みどりハイヤー(株)								
	泉観光バス(株)	(2)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉西エリア)	2,329.5	1,226		デマンド型	①補助対象 地域間幹線 系統のファイ ダーシステム	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))北五泉駅バ ス停と接続	③前年度補助対 象期間に本筋に よる補助金の交 付を受けたもの
	みどりハイヤー(株)								
(有)フワワー観光									
合 計									
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)								7,229	7,229

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定システムを示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統) 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型 /デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
五泉市	泉観光バス(株)	(1)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉東エリア)	5,557.5	6,003		デマ ンド 型	①補助対象 地域間幹線 系統のフイ ダー系統	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))五泉駅バス 停と接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの	
										みどりハイヤー(株)
	泉観光バス(株)	(3)五泉乗合タクシー「さくら号」 (村松エリア)	5,851.0			デマ ンド 型	①補助対象 地域間幹線 系統のフイ ダー系統	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))村松駅バス 停と接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの	
										みどりハイヤー(株)
	泉観光バス(株)	(2)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉西エリア)	2,329.5	1,226		デマ ンド 型	①補助対象 地域間幹線 系統のフイ ダー系統	・地域間幹線系統(五 泉市ふれあいバス(基 幹バス))北五泉駅バ ス停と接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの	
										みどりハイヤー(株)
	(有)フワワー観光									
合 計										
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)										7,229
										7,229

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

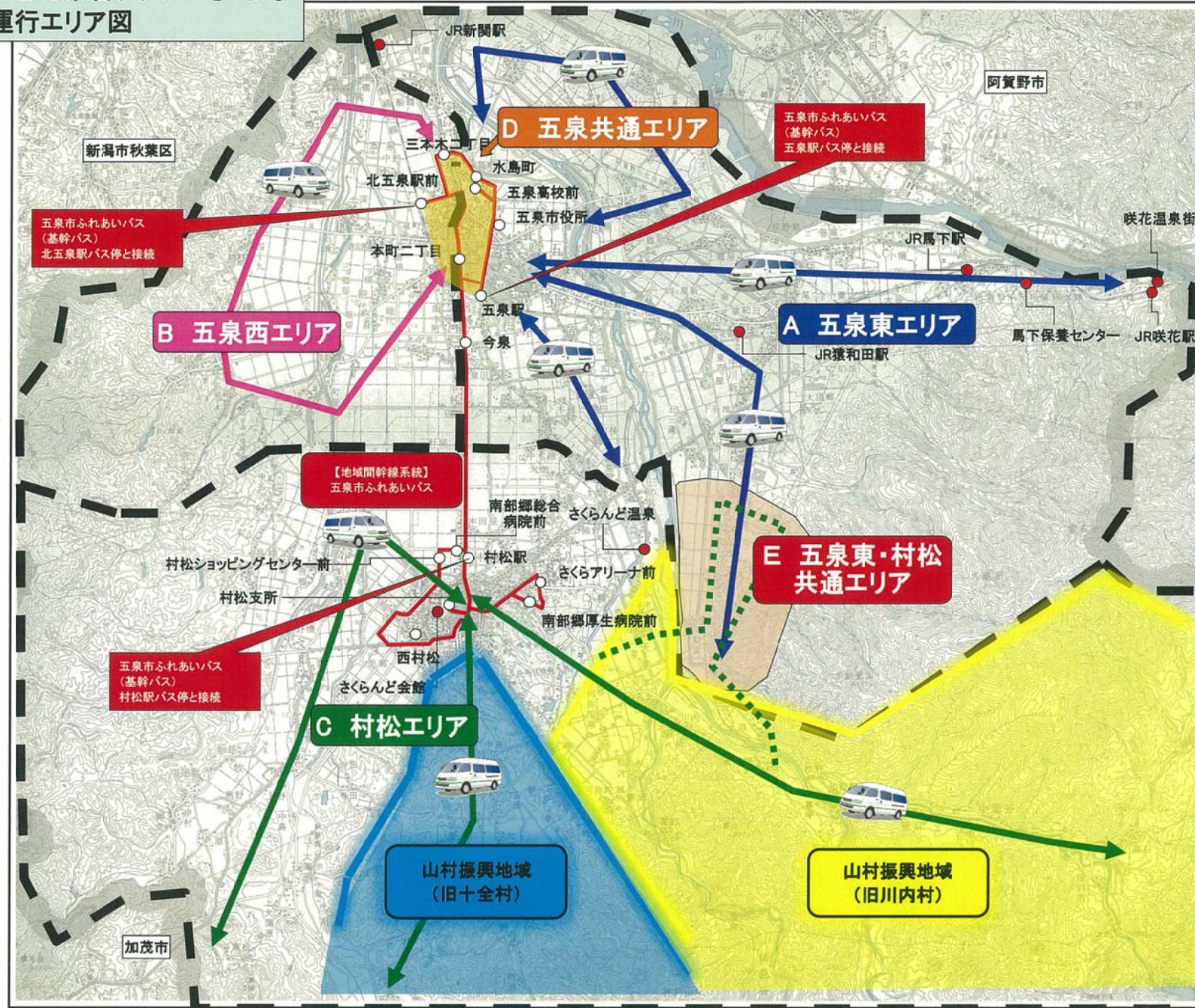
五泉市乗合タクシーさくら号 運行ダイヤ

エリア名 便番号	五泉東エリア					五泉西エリア					村松エリア				
	五泉郊外	進行方向	五泉市街	五泉郊外	進行方向	五泉市街	五泉郊外	進行方向	五泉市街	五泉郊外	進行方向	五泉市街			
1	発	7:00	→	着	7:30	発	7:00	→	着	7:30	発	7:00	→	着	7:30
2	着	8:00	←	発	7:30	着	8:00	←	発	7:30	着	8:00	←	発	7:30
3	発	8:00	→	着	8:30	発	8:00	→	着	8:30	発	8:00	→	着	8:30
4	着	9:00	←	発	8:30	着	9:00	←	発	8:30	着	9:00	←	発	8:30
5	発	9:00	→	着	9:30	発	9:00	→	着	9:30	発	9:00	→	着	9:30
6	着	10:00	←	発	9:30	着	10:00	←	発	9:30	着	10:00	←	発	9:30
7	発	10:00	→	着	10:30	発	10:00	→	着	10:30	発	10:00	→	着	10:30
8	着	11:00	←	発	10:30	着	11:00	←	発	10:30	着	11:00	←	発	10:30
9	発	11:00	→	着	11:30	発	11:00	→	着	11:30	発	11:00	→	着	11:30
10	着	13:00	←	発	12:30	着	13:00	←	発	12:30	着	13:00	←	発	12:30
11	発	13:00	→	着	13:30	発	13:00	→	着	13:30	発	13:00	→	着	13:30
12	着	14:00	←	発	13:30	着	14:00	←	発	13:30	着	14:00	←	発	13:30
13	発	14:00	→	着	14:30	発	14:00	→	着	14:30	発	14:00	→	着	14:30
14	着	15:00	←	発	14:30	着	15:00	←	発	14:30	着	15:00	←	発	14:30
15	発	15:00	→	着	15:30	発	15:00	→	着	15:30	発	15:00	→	着	15:30
16	着	16:00	←	発	15:30	着	16:00	←	発	15:30	着	16:00	←	発	15:30
17	発	16:00	→	着	16:30	発	16:00	→	着	16:30	発	16:00	→	着	16:30
18	着	17:00	←	発	16:30	着	17:00	←	発	16:30	着	17:00	←	発	16:30
19	発	17:00	→	着	17:30	発	17:00	→	着	17:30	発	17:00	→	着	17:30
20	着	18:00	←	発	17:30	着	18:00	←	発	17:30	着	18:00	←	発	17:30
21	発	18:00	→	着	18:30	発	18:00	→	着	18:30	発	18:00	→	着	18:30
22	着	19:00	←	発	18:30	着	19:00	←	発	18:30	着	19:00	←	発	18:30

運行日：月曜日～土曜日(休日、お盆(8/14～16)、年末年始(12/31～1/3)は運休。

上記は目安の時間とし、予約状況・天候等によって多少変動する場合があります。

ごせん乗合タクシーさくら号
運行エリア図



1. さくら号運行エリア

運行エリア名	
A	五泉東エリア
B	五泉西エリア
C	村松エリア
D	五泉共通エリア
E	五泉東・村松共通エリア

※運行エリアの考え方

エリア	内容
A, B, C, 基本エリア	旧五泉市・旧村松町の行政区で分割し、村松地区は1つのC.村松エリアとする。 五泉地区は県道新津・村松線を境に東西に分けてA.五泉東エリア、B.五泉西エリアの2エリアとし、市内全域を3つの基本エリアに分割する。
D. 五泉共通エリア	五泉市街地のうち、基幹バス運行ルートで囲まれる地域をD.五泉共通エリアとし、五泉東西の両エリアからの共通乗入れを行う。 また、この地域に隣接する商業や医療等の公共性のある施設は、五泉共通エリアに含めることとする。
E. 五泉東・村松共通エリア	A.五泉東エリアのうち旧大蔵小学校区(不動堂・柄沢・大蔵・郷屋)については、E.五泉東・村松共通エリアとし、村松市街地内の基幹バス運行ルートで囲まれる地域及び隣接する商業や医療等の公共性のある施設への乗入れも可能とする。
その他	A・Bの五泉エリアとC.村松エリアは基幹バスが運行していることから、エリアを跨いだり乗入れは行わない。

2. その他

記号	備考
—	基幹バス路線 五泉市乗合バス協議会
○	主要バス停
●	主な公共施設